

## 第23期第11回 松浦海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和8年3月10日(火) 14時50分～16時00分

2 場 所 唐津市水産会館 研修室

3 出席者 松浦海区漁業調整委員

会 長	川 崙 和 正
会長職務代理者	池 田 宏 子
委 員	荒 卷 信 弘
”	坂 本 安 則
”	川 添 光 尚
”	浦 丸 清 廣
”	宮 崎 雅 司
”	伊 藤 史 郎
”	福 良 繁 一

4 臨 席 者 佐賀県農林水産部水産課

漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史

海区漁業調整委員会事務局

事 務 局 長 荒 卷 裕

主 事 吉 田 友 香

佐賀県玄海水産振興センター

普及加工担当係長 梅 田 智 樹

5 議題及び議決事項

(1) ぶり(もじゃこ)特別採捕許可方針(案)について(協議)

⇒ 原案どおり承認

(2) 令和8年(2026年)度もじゃこまき網漁業の許可方針(案)について(諮問)

⇒ 原案どおり承認

- (3) きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）について（諮問）  
⇒ 原案どおり承認
- (4) 松浦海区における区画漁業の免許について（諮問）  
⇒ 原案どおり承認
- (5) 特定水産資源（するめいか）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）  
⇒ 原案どおり承認
- (6) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）  
⇒ 事務局から報告
- (7) 外津漁業協同組合におけるマガキ試験養殖について（協議）  
⇒ 原案どおり承認
- (8) 漁業法第91条第1項に基づく指導について（諮問）  
⇒ 原案どおり承認
- (9) 第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告）  
⇒ 事務局から報告
- (10) その他
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について
  - ・次回委員会日程について
- ⇒ 事務局から説明

## 6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

### (1) 説明者

議題 1～3、9 吉田主事

議題 4～8 伊藤係長

### (2) 質疑応答

【議題（1）、（2）について】

（池田委員）

現在のところ、許可はどれぐらい出しておられるのでしょうか。

（吉田主事）

もじゃこ特別採捕許可方針と、もじゃこまき網漁業の許可方針は令和元年度以降の許可実績はありません。

【議題（３）～（６）について】

質疑なし

【議題（７）について】

（坂本委員）

新聞では仮屋も一緒にするって書いてあったけど、そこら辺はどうなるのか。

（玄海水産振興センター 梅田係長）

仮屋の方については、ロープ式でやるようにしているみたいです。

（伊藤委員）

理由書で高水温と低塩分の影響と思われるマガキの大量へい死が発生してますということで、設置場所は河口域、真水が当たるところですけど、この場所ってものすごく水温が上がったり低塩分になったりしやすいと思いますけど、大丈夫ですかね。

（玄海水産振興センター 梅田係長）

それも含めて試験したいっていう現場の意見です。

（伊藤委員）

あえてそういう場所を選んだのですか。

（玄海水産振興センター 梅田係長）

干出かけられる場所ということで選びました。

【議題（８）について】

（池田委員）

どこの区域を誰に担当させるかは組合が一存で決められるわけですか。

（伊藤係長）

組合が決めてます。

（池田委員）

県としては、当該者個人に対して何らペナルティを与えるという権限はないのですか。

(伊藤係長)

指導文も県が漁業法に基づいて、漁業権者である漁協に対しての指導になりますが、今回その指導文に添付する書類を311号の中の当該者の行使状況が悪いというのが分かるような資料にしています。

(池田委員)

では、漁業権の停止又は取消しとありますが、これはその311に限っての取消しという形になりますか。

(伊藤係長)

最悪の場合、311号すべてが停止又は取消しになるので、要は当該者以外に真っ当に養殖をされてる方も影響を受けてしまうというような最悪パターンが想定されています。

(川嵯会長)

要するに連帯責任になっていく。当該者に対してきちんと漁協が指導できないと、これは当たり前だろうというふうには思う。スケジュールどおりやっていく以外ないんじゃないのかなって、私は思う。

(池田委員)

最悪の場合とおっしゃったけれども、改善がなければ最悪の場合ではなくて、適正に法に従ってという、最悪の場合ではないです。適正に法に従ってルールに則って粛々と手続きを取っていただければいいのであって、最悪なのは指導ができてない組合です。

(川嵯会長)

そこはなかなか調整が、だけどころこういう事は連帯責任っていうことを分かっていたかないといけない。スケジュールどおりでいくという形で皆さんよろしいですかね。

(委員一同)

はい。

**【議題（9）について】**

質疑なし